

鶴見大学大学院学則

能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第1章 総則

(目的)

第1条 本大学院は、本大学の目的及び使命達成のため学部における教育の基礎の上に高度にして専門的な学術の理論かつ応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展と社会福祉の増進に寄与しうる有能な研究指導者を養成することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たり、その項目及び体制については、別に定める。

3 第1項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うように努めることとする。
(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第2条の2 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究(ファカルティ・ディベロップメント:以下「FD」という。)を実施するものとする。

2 前項のFDを推進するために、本大学院各研究科にFD委員会を置く。

3 FD委員会に関する規程は、別に定める。
(情報の積極的な提供)

第2条の3 本大学院は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

(課程)

第3条 本大学院文学研究科に博士課程を置き、博士前期課程と博士後期課程とに区分する。博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

2 本大学院歯学研究科に博士課程を置く。

3 文学研究科における博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

4 文学研究科における博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

5 歯学研究科における博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究

第2章 組織

(研究科)

第4条 本大学院に下記の研究科を置く。

文学研究科
歯学研究科

(専攻)

第5条 各研究科に次の専攻を置く。

文学研究科 日本文学専攻(博士前期課程、博士後期課程)
英米文学専攻(博士前期課程、博士後期課程)
文化財学専攻(博士前期課程、博士後期課程)
歯学研究科 歯学専攻 (博士課程)

第3章 標準修業年限

(標準修業年限)

第6条 文学研究科博士課程の標準修業年限は、5年とし、これを前期2年、後期3年に区分する。

2 歯学研究科博士課程の標準修業年限は、4年とする。

第4章 定員

(入学定員及び収容定員)

第7条 研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士前期課程		博士後期課程		博士課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文学研究科	日本文学専攻	6	12	3	9		
	英米文学専攻	6	12	3	9		
	文化財学専攻	4	8	2	6		
歯学研究科	歯学専攻					18	72
合計		16	32	8	24	18	72

第5章 教育方法等

(教育方法)

第8条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第8条の2 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時

間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第9条 各研究科における授業科目及び単位数は、別表によるものとし、履修方法及び研究指導の内容は、各研究科において別に定めることとする。

2 文学研究科において、別表I-1により、博士前期課程は、32単位以上を修得するものとする。

3 文学研究科において、別表I-2により、博士後期課程は、日本文学専攻及び英米文学専攻にあつては20単位以上を、文化財学専攻にあつては8単位以上を修得するものとする。

4 歯学研究科においては、別表IIにより、必修科目・選択科目を含めて、合計30単位以上を修得するものとする。ただし、選択科目については、予め定められたうちから修得するものとし、その科目の履修は、必修科目担当教員の指導を受けるものとする。

(他の大学院の授業科目)

第10条 各研究科において、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院と予め協議の上、他の大学院の授業科目を履修させることができる。この場合において、履修した授業科目の修得単位は、10単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことができる。

2 各研究科において、教育研究上有益と認めるときは、予め協議の上、他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。

(単位の認定)

第11条 授業科目を履修した者に対しては、試験及び研究報告等により科目担当教員が学期末又は学年末に単位を認定する。

(成績の認定)

第12条 文学研究科においては、各科目の成績認定は、優・良・可及び不可の4種の評語をもって表わし、優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。

2 歯学研究科においては、各科目の成績認定は、合格、不合格の2種とする。

(教育職員免許状)

第13条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、文学研究科の授業科目より教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要単位を修得しなければならない。

2 本大学院で取得できる免許状の種類及び教科は、次のとおりである。

研究科	専攻	免許状の種類	教科
文学研究科	日本文学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	国語
	英米文学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	外国語 (英語)
	文化財学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	社会 地理歴史

第6章 課程修了の要件

(修了の要件)

第14条 各課程修了の要件は、次に掲げるとおりとする。

2 文学研究科において、博士前期課程は、2年以上在学し、32単位以上を修得して、さらに必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査に合格し、かつ、最終試験に合格しなければならない。

3 博士後期課程においては、3年以上在学し、日本文学専攻及び英米文学専攻にあつては20単位以上を、文化財学専攻にあつては8単位以上を修得して、さらに必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査に合格し、かつ、最終試験に合格しなければならない。

4 歯学研究科博士課程においては、4年以上在学し、30単位以上を修得し、さらに必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査に合格し、かつ、最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

第7章 学位

(学位の授与)

第15条 本大学院文学研究科日本文学専攻博士前期課程及び英米文学専攻博士前期課程を修了した者には、修士(文学)の学位を授与する。

2 本大学院文学研究科文化財学専攻博士前期課程を修了した者には、修士(文化財学)の学位を授与する。

第16条 本大学院文学研究科日本文学専攻博士後期課程及び英米文学専攻博士後期課程を修了した者には、博士(文学)の学位を授与する。

2 本大学院文学研究科文化財学専攻博士後期課程を修了した者には、博士(文化財学)の学位を授与する。

3 本大学院学生以外の者で、博士(文学)又は博士(文化財学)の学位を請求して、論文を提出する者がある時は、本学学位規程の定めるところにより、これを受理するものとする。

第17条 本大学院歯学研究科博士課程を修了した者には、博士(歯学)の学位を授与する。

2 本大学院学生以外の者で、博士(歯学)の学位を請求

して、論文を提出する者がある時は、本学学位規程の定めるところにより、これを受理するものとする。

第18条 その他学位に関する規程は、別に定める。

第8章 入学、在学、休学、転学及び退学

(入学の時期)

第19条 入学の時期は、毎年度学年始めとする。

(入学の資格)

第20条 本大学院各研究科に入学できる資格のある者は、それぞれ次の各号の一に該当する者とする。

文学研究科博士前期課程

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) その他本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

文学研究科博士後期課程

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) その他本研究科において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

文学研究科博士課程

- (1) 大学(歯学又は医学の学部)を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における18年の課程(最終課程は歯学又は医学)を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) その他本大学院において、大学(歯学又は医学の学部)を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

歯学研究科博士課程

- (1) 大学(歯学又は医学の学部)を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における18年の課程(最終課程は歯学又は医学)を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) その他本大学院において、大学(歯学又は医学の学部)を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(出願手続)

第21条 本大学院に入学を志願する者は、所定の入学検定料及び必要な書類を添えて申し出なければならない。

(入学検定)

第22条 入学検定は、人物、学力及び身体について行うものとする。この場合において、学力検定は試験検定とし、試験方法は、その都度定める。

(入学手続)

第23条 前条の選考の結果に基づいて合格の通知を受けた者は、定められた期日までに所定の書類を提出するとともに入学金、授業料及びその他の納付金を納入

するものとする。

2 学長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

(在学期間)

第24条 文学研究科博士前期課程における在学期間は、4年を超えないものとする。

2 文学研究科博士後期課程における在学期間は、6年を超えないものとする。

3 歯学研究科博士課程における在学期間は、8年を超えないものとする。

(休学手続)

第25条 学生が病気その他の事故により3か月以上休学しようとするときは、医師の診断書又は詳細な理由書を添え、保証人連署で学長に願い出て許可を受けなければならない。

(休学期間)

第26条 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由あるものに対しては、さらに1年以内の休学を許可することがある。休学期間は、第24条の在学期間に算入しない。

(復学)

第27条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、保証人連署による願い出によって復学を許可する。

(休学の特例)

第28条 学長は、特に必要と認めた者に対して、休学を命ずることがある。

(他の大学院への入学)

第29条 他の大学院へ入学しようとする者は、その理由を詳記の上、学長に願い出てその許可を受けなければならない。許可を受けると同時に退学するものとする。

(他の大学院への転学)

第30条 他の大学院へ転学しようとする者は、その理由を詳記の上、学長に願い出てその許可を受けなければならない。許可を受けると同時に退学するものとする。

(転入学)

第31条 学長は、本大学院への転学を志願する者に対して、願い出により欠員ある場合に限り各研究科委員会の審議を経て、これを許可することがある。

(退学)

第32条 学生は、病気その他の事由で退学しようとするときは、保証人連署で学長に願い出てその許可を受けなければならない。

第33条 学長は、学生が病気その他の事由で成業の見込みがないと認めたときは、退学を命ずることがある。

2 文学研究科において、課程を修了することなく、第24条第1項又は第2項に規定する在学期間を経過した者は、退学するものとする。

第9章 賞罰

(表彰)

第34条 著しい善行のあった者は、これを表彰することがある。

(懲戒)

第35条 学生の本分に反する行為のあった者は、研究科委員会の審議を経て、学長が懲戒する。懲戒は、戒告、謹慎、停学及び退学とする。

2 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 病気その他の事由で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第10章 入学検定料及び学生納付金

(入学検定料及び学生納付金)

第36条 入学検定料及び学生納付金は、別表Ⅲに定めるとおりとする。

2 その他学生納付金についての細則は、別に定める。

(納付金の不返戻)

第37条 既納の納付金は、事由の如何を問わず返戻しない。転学、退学、除籍又は退学を命じられた者も当該年度の授業料を納入しなければならない。

(停学者の授業料)

第38条 停学者も、当該年度の授業料を納入しなければならない。

(休学者の授業料)

第39条 休学者の授業料は、学年度始めより1年間を通じて休学する場合に限り、当該年度の授業料は徴収しない。

(督促)

第40条 授業料を所定期間内に納入せず督促を受けながら、なお納入を怠る者は、除籍される。

第11章 外国人留学生、聴講生及び研究生

(外国人留学生等)

第41条 外国人留学生、聴講生及び研究生については、別に定める。

第12章 教員組織

(教員)

第42条 大学院学生の授業及び研究指導には、本学専任教員がこれに当たる。ただし、必要に応じ兼任教員を置くことができる。

第13章 研究科委員会

(研究科委員会)

第43条 大学院に各研究科委員会を置く。

(研究科委員会の組織)

第44条 研究科委員会は、研究科の教授をもって組織する。ただし、必要あるときは、研究科委員会の決定により研究科の他の教員を構成員に加えることができる。

(研究科委員会の審議事項)

第45条 研究科委員会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じて、意見を述べることができる。

(研究科委員会委員長)

第46条 各研究科委員会委員長は、研究科長がその任に当たる。

(研究科委員会の招集及び議長)

第47条 研究科委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(研究科委員会の議事等)

第48条 研究科委員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ委員会を開くことができない。

2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

第14章 研究科運営委員会

(研究科運営委員会)

第49条 各研究科の連絡調整及び学長等の諮問に応えるため、研究科運営委員会を置く。

(組織)

第50条 研究科運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、必要に応じてその他の職員を加えることができる。

- (1) 学長
- (2) 各研究科長
- (3) 各研究科の専任教授

(研究科運営委員会の審議事項)

第51条 研究科運営委員会は、学長等の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、意見を述べることができる。

- (1) 大学院の教育研究に関する重要な規則の制定改

廃に関する事項

(2) 大学院の各研究科及び大学各学部その他の組織との連絡調整に関する事項

(3) その他大学院の教育研究に関する必要な事項
(招集)

第52条 研究科運営委員会は、必要に応じ学長がこれを招集し、その長となる。

第15章 事務組織

(事務処理)

第53条 本大学院の事務は、事務部において処理する。

附 則

- 1 本学則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 本学則以外に学生に対して必要な事項は、本大学学則に準拠するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 本学則以外に学生に対して必要な事項は、本大学学則に準拠するものとする。

大学院各研究科授業科目

別表I-1 文学研究科 (博士前期課程)

専攻名	授 業 科 目	単 位 数		
		必修	選択	計
日 本 文 学 専 攻	文献読解I	2		
	文献読解II	2		
	文献読解III	2		
	文献読解IV	2		
	日本文学研究I		4	
	日本文学研究II		4	
	日本文学研究III		4	
	日本文学研究IV		4	
	日本文学研究V		4	
	日本語学研究		4	
	中国文学研究		4	
	日本書誌研究		4	
	人文情報管理研究		4	
	人文情報検索研究		4	
	日本文学演習I		4	
	日本文学演習II		4	
	日本文学演習III		4	
	日本文学演習IV		4	
	日本文学演習V		4	
	日本語学演習		4	
日本史史料演習		4		
日本書誌演習		8		
英 文 学 専 攻	イギリス文学演習		4	
	アメリカ文学演習		4	
	英語学演習		4	
	英米文化演習		4	
	イギリス文学研究		4	

英 米 文 学 専 攻	アメリカ文学研究		4	
	英語学研究		4	
	英米文化研究		4	
	ヨーロッパ文学・文化研究		4	
	比較文学・文化研究		4	
	言語学研究		4	
	表象文化研究		4	
	異文化間コミュニケーション研究		4	
	アカデミック・ライティング		4	
	アカデミック・プレゼンテーション		4	
	人文情報管理演習		4	
	人文情報管理研究		4	
	人文情報検索研究		4	
	人文情報演習I		4	
	人文情報演習II		4	
文 化 財 学 専 攻	英語教育研究		4	
	英語教育演習		4	
	国際文化研究		4	
	文化財学特殊講義I		4	
	文化財学特殊講義II		4	
	文化財学特殊講義III		4	
	文化財学特殊講義IV		4	
	文化財学特殊講義V		4	
	文化財学特殊講義VI		4	
	文化財学特殊講義VII		4	
	文化財学特殊講義VIII		4	
	文化財学演習I		4	
	文化財学演習II		4	
	文化財学演習III		4	
	文化財学演習IV		4	
文化財学演習V		4		
日 本 文 学 専 攻	建築文化財特殊講義		4	
	日本仏教史特殊講義		4	
	文献資料演習		4	
	人文情報管理研究		4	

別表I-2 文学研究科 (博士後期課程)

専攻名	授 業 科 目	単 位 数		
		必修	選択	計
日 本 文 学 専 攻	上代文学特殊研究		4	
	中古文学特殊研究		4	
	中世文学特殊研究		4	
	近世文学特殊研究		4	
	近代文学特殊研究		4	
	日本語学特殊研究		4	
	中国文学特殊研究		4	
	上代文学演習		4	
	中古文学演習		4	
	中世文学演習		4	
近世文学演習		4		

歯 学 専 攻	口腔微生物学	(必修科目) 微生物学講義 微生物学実習 口腔微生物学講義 口腔微生物学実習 歯学特論 (選択科目) 分子生化学講義 } 口腔分子生化学講義 } 地域歯科保健学講義 歯内療法学講義 歯周病学講義 口腔外科学講義 口腔内科学講義 その他許可を得た科目(講義) その他許可を得た科目(実習)	4 8 4 8 5	8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 16	30	歯 学 専 攻	歯学特論 (選択科目) 分子生化学講義 口腔分子生化学講義 } 病理学講義 口腔病理学講義 } 微生物学講義 口腔微生物学講義 } 歯内療法学講義 歯周病学講義 小児歯科学講義 その他許可を得た科目(講義) その他許可を得た科目(実習)	5 8 8 8 8 8 8 8 16	歯 学 専 攻	保存修復学	(必修科目) 保存修復学講義 保存修復学実習 歯学特論 (選択科目) 生理学講義 } 口腔生理学講義 } 病理学講義 口腔病理学講義 } 微生物学講義 口腔微生物学講義 } 歯科理工学講義 地域歯科保健学講義 その他許可を得た科目(講義) その他許可を得た科目(実習)	8 16 5	8 8 8 8 8 16	30	歯 学 専 攻	歯内療法学	(必修科目) 歯内療法学講義 歯内療法学実習 歯学特論 (選択科目) 解剖学講義 } 口腔解剖学講義 } 組織学講義 口腔組織学講義 } 分子生化学講義 口腔分子生化学講義 } 病理学講義 口腔病理学講義 } 微生物学講義 口腔微生物学講義 } 歯科理工学講義 保存修復学講義 歯周病学講義 クラウンブリッジ補綴学講義 クラウンブリッジ補綴学講義 歯科矯正学講義 その他許可を得た科目(講義) その他許可を得た科目(実習)	8 16 5	8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 16	30	歯 学 専 攻	歯科理工学	(必修科目) 歯科理工学講義 歯科理工学実習 歯学特論 (選択科目) 分子生化学講義 } 口腔分子生化学講義 } 保存修復学講義 歯内療法学講義 歯周病学講義 有床義歯補綴学講義 クラウンブリッジ補綴学講義 歯科矯正学講義 その他許可を得た科目(講義) その他許可を得た科目(実習)	8 16 5	8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 16	30	歯 学 専 攻	地域歯科保健学	(必修科目) 地域歯科保健学講義 地域歯科保健学実習	8 16	30
------------------	--------	--	-----------------------	--	----	------------------	--	--	------------------	-------	--	--------------	-----------------------------	----	------------------	-------	---	--------------	--	----	------------------	-------	---	--------------	--	----	------------------	---------	----------------------------------	---------	----

		その他許可を得た科目(講義) その他許可を得た科目(実習)	8 16		
歯 学 研 究 科	小 児 歯 科 学	(必修科目) 小児歯科学講義 小児歯科学実習 歯学特論 (選択科目) 組織学講義 口腔組織学講義 地域歯科保健学講義 保存修復学講義 歯科矯正学講義 放射線・画像診断学講義 その他許可を得た科目(講義) その他許可を得た科目(実習)	8 16 5	8 8 8 8 8 8 16	30
		(必修科目) 歯科麻酔学講義 歯科麻酔学実習 歯学特論 (選択科目) 生理学講義 口腔生理学講義 分子生化学講義 口腔分子生化学講義 薬理学講義 歯科薬理学講義 口腔外科学講義 口腔内科学講義 その他許可を得た科目(講義) その他許可を得た科目(実習)	8 16 5	8 8 8 8 8 8 16	30
		(必修科目) 高齢者歯科学講義 高齢者歯科学実習 歯学特論 (選択科目) 生理学講義 口腔生理学講義 薬理学講義 歯科薬理学講義 微生物学講義 口腔微生物学講義 歯科理工学講義 歯科麻酔学講義 有床義歯補綴学講義 内科学 その他許可を得た科目(講義) その他許可を得た科目(実習)	8 16 5	8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 16	30
		(必修科目) 探索歯学講義 探索歯学実習 歯学特論 (選択科目)	8 16 5		30

歯 学 研 究 科	探 索 歯 学	分子生化学講義 口腔分子生化学講義 微生物学講義 口腔微生物学講義 保存修復学講義 歯内療法講義 歯周病学講義 その他許可を得た科目(講義) その他許可を得た科目(実習)	8 8 8 8 8 16		
		(必修科目) 法医学講義 法医学実習 歯学特論 (選択科目) 解剖学講義 口腔解剖学講義 病理学講義 口腔病理学講義 口腔外科学講義 口腔内科学講義 その他許可を得た科目(講義) その他許可を得た科目(実習)	8 16 5	8 8 8 8 16	30

別表Ⅲ 入学検定料及び学生納付金
文学研究科

入学検定料		35,000円
学 納 金	入 学 金 (入学時)	260,000円
	授 業 料 (年 額)	670,000円
	施設設備費 (入学時)	100,000円

歯学研究科

入学検定料		40,000円
学 納 金	入 学 金 (入学時)	300,000円
	授 業 料 (年 額)	700,000円
	施設設備費 (入学時)	300,000円